

新見市教育委員会 2月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和6年2月13日(火) 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 3階会大議室

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	正 村 政 則
職務代理人	松 井 健 一
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長 谷 川 綾
委 員	三 上 ゆ み

4 欠席委員の職・氏名 なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	山 縣 晴 美
教育総務課長	谷 本 隆 之
学校教育課長	黒 川 一 豊 海
生涯学習課長	木 下 正 雄
教育総務課庶務係長	泉 朋 子

6 記 録

午後3時30分 着 席

(令和6年2月13日(火) 午後3時30分から午後5時10分)

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 前会会議録の承認

谷本課長 (新見市教育委員会 1 月定例会会議録について、開催日時等を読み上げて説明する。)

正村教育長 前会会議録は承認と決めます。

4 教育長報告

正村教育長 (前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

6 議 事

議第 2 号 指定学校変更申請の承認について

正村教育長 それでは 6 の議事に移ります。
議第 2 号の説明をお願いいたします。

黒川課長 議第 2 号、指定学校変更申請の承認について説明をさせていただきます。資料をご覧ください。

資料の 1 ページから 2 ページにかけての 1 番から 7 番の方は、現在、保育所及び認定こども園の年長園児の方で、4 月から小学校へ入学予定者でございます。

2 ページから 4 ページの 8 番から 15 番の方は、現在小学校 6 年生で 4 月から中学校への入学予定者となっております。

次に 4 ページから 6 ページの 16 番から 18 番の方は、現在小学生でございますが、継続を希望されている申請でございます。

1 つずつ簡単に概要を説明させていただきます。

1 番の方につきましては、A 小学校が指定校になっておりますが、A 小学校には特別支援学級・知的学級がないため、この方は知的学級へ在籍ということになりますので、B 小学校を希望されております。

2 番の方は保護者がひとり親で、帰りも遅いことから、B 小学校区にある放課後児童クラブを利用したいため、C 小学校から B 小学校へ変更ということをお願いしたいということです。

3 番の方につきましては、焦点性てんかんの持病を持っておられま

して、D 小学校に行くにはバス通学になるため、バスの乗車も厳しいということから、保護者の方が車で E 小学校へ送る方が便利がいいということで、E 小学校を希望しておられます。

4 番の方は、F 小学校には放課後児童クラブがないということで、G 小学校の放課後児童クラブを利用したいということでございます。

2 ページ目の 5 番の方は、両親が共働きで帰りも遅いということから、下校後、A 小学校区にある祖父母の家に帰宅させたいということで、G 小学校から A 小学校への希望となります。

6 番の方は、現在 H 小学校区に新築の家を建てておられるんですが、転居予定のため、H 小学校に通学を希望しておられます。

7 番の方は、この方のお姉ちゃんが、現在 I 小学校に指定校変更が認められている関係で、お姉ちゃんが小学校卒業するまでは、同じ I 小学校への通学を希望しておられます。

8 番の方につきましては、現在 H 小学校の 6 年生でございますが、中学校でバレー部で、小学校から続けているバレーボールを続けたいんですが、J 中学校にはバレーボール部がないため、K 中学校への入学を希望しております。

3 ページ目 9 番の方は、現在 L 小学校 6 年生でございますが、この方もバスケットボールをしているんですが、M 中学校にはバスケットボール部がないため、K 中学校への入学を希望しておられます。

10 番の方は、現在 D 小学校区にお住まいですが、指定校変更で B 小学校に通っておられます。発達障害があるため、新しい環境の適応が難しいことと、B 小学校で良好な人間関係を築いたまま進学をさせたいということで、K 中学校を希望されています。

11 番の方は、H 小学校区から G 小学校へ通っておられますが、このまま G 小学校で築き上げた友人関係を中学校でも続けたいということで、K 中学を希望されております。

12 番の方は、D 小学校区から N 小学校の方に通っておられます。自閉症スペクトラム障害の診断があること、そして小学校で築いた人間関係を保ったまま中学校へ就学ということで、O 中学校への進学を希望されています。

4 ページの 13 番の方は、N 小学校区から I 小学校へ、現在指定校変更をされております。理由は、バス停までの距離が 5 キロ以上であり、地理的事情ということですので。I 小学校での築き上げた友人関係を引き続きということで、J 中学校を希望されております。

14 番の方は、現在も指定校変更で、預かり先である祖父母の家の N 小学校区から I 小学校へ通っておられますが、これも I 小学校で築き上げた生活環境、友人関係を引き続きということで、J 中学校を希望されております。

15 番の方は、K 中学校区から P 小学校の方へ通っておられます。現在指定校変更、これも祖父母が住んでいるということで、O 中学校

区へ今おるわけですが、このまま築き上げた友人関係を哲多中学校でといったことで希望されております。

16番の方は、ナンバー15の方の弟さんになられます。姉がこの度小学校から中学校へ進級するということで、事象の解消に伴う変更申請が出されております。

5ページの17番の方につきましては、現在G小学校区からA小学校へ指定校変更をしておりますが、この度姉の方がA小学校を卒業しK中学校へ進学するタイミングで、事象の方が変更となりますので、改めて申請が出されております。

18番の方につきましては、G小学校区からH小学校の方へ通っておられますが、新築により転居予定ということで指定校変更しておりますが、まだおうちの方が完成していないということで、もう1年間H小学校での通学を希望されております。

長くなりましたが、以上でございます。ご審議のほどよろしく願いします。

正村教育長

今説明がありましたが、何かご質問がありましたらどうぞ。兄弟関係が多いかな。

黒川課長

そうですね。

正村教育長

お兄ちゃんお姉ちゃんがいるから仕方ないな、別々に行かせる訳にはいけないので。事務局から見て、これはちょっと皆さんによくよく見てもらいたいというような方がおられますか。

黒川課長

今まで認めているケースがほとんどですので、例えば中学校の部活動について、スポ少で続けている競技をそのまま中学校でやりたいんだというようなことについては、これまでも認めてきているので、承認していただくのがいいかなと思います。

正村教育長

3番の方は、自宅はどこですか。

黒川課長

この方は、市内a地区に住まわれています。

正村教育長

バス通学が難しいから、E小学校だったら車で送って行けるということですね。

黒川課長

はい。E小学校まで車で行くと12分で行けますが、バスに乗るとかなりの時間になるということだそうです。

正村教育長

はい、外にありますでしょうか。

松井職務代理者

1 番の方は、特別支援学級の有る無しに関わってという事のようにすけど、これ以前に、この場でちょっと話題になった特別支援教育支援委員会ですかね、そこでこの方は知的学級、特別支援学級への就学が相当というふうに裁定が出ていて、支援学級がない学校に一応学区はなっているけれど、それはある学校に行くようになるというのは当然ですよ。だからこの方、それから10番の方は発達障害、それから12番の方は自閉症スペクトラム障害の診断があるという、そういう身体あるいは精神的な障害というようなことが理由になってる方については、これは公的な機関で認められた事例という事ですね。

黒川課長

はい。

松井職務代理者

了解しました。

正村教育長

よろしいですか、外にありますでしょうか。

溝尾委員

放課後児童クラブが無くてというのが多いなと思って、どこの学校にも普通あるのかなと思ってたんですけども、そうじゃないんですね。無い方が多いですか。有る方が多いですか。

黒川課長

有る方が多いです。例えば4番の方については、F小学校には放課後児童クラブはないんですが、同地区の市民センターのほうに放課後の児童を預かるボランティアの方が実施されているところはあるんですけども、本当に限られたお子さんしか入っていないということと、あと、両親共働きで新見市内にお勤めということもあって、G小学校の放課後児童クラブに所属する方が、送り迎えが容易だということをお伺っております。

正村教育長

だから朝送って行って、帰りもG地区にいればいいからということかな。F地区だったら放課後家に帰っても誰もいないから、放課後児童クラブもないから困るという事ですね。

黒川課長

そうですね。

溝尾委員

C地区もありませんか。

黒川課長

C地区もありませんね。2番のC地区の方については、C小学校は放課後児童クラブというのが、長期休業期間中のみのクラブということで、平日というのがないということです。

正村教育長 夏休みの期間に保育クラブを立ち上げてるといのは、小規模多機能でこういう活動をしているのかな、C地区は。長期休業中しか空いてないのですね。

黒川課長 小規模多機能ではなかったと思うんですが。

溝尾委員 もったいないなと思いますね。
ありがとうございます。

正村教育長 確かにそうですね。
外によろしいでしょうか。

三上委員 お母さんたちのニーズが分からないんですけど、普通、学校に知的とか発達とかいうのが無いから移るのか、作らないから移らないといけないのかというのは、どちらなんですかね。例えば無かったら、その学校に設置とかいうのは、すごいハードルが高いものなんですか。

黒川課長 特殊学級を新設するというと、ちょっとハードルが高い部分があって、3人以上いたら文句なくというか、県教委の方も配置をしてくださることがあるんですけども、1人とかいう場合でしたら、知的学級が望ましいんだけど、なかなかそこに1人配置してまでっていうようなことになりにくいというのがあったりします。あと保護者の方も1人しかいないのであればということで、複数名いるB小学校の知的学級の方がいいのかなあというような判断をされているということをお聞きしております。

三上委員 この3人っていうのは1学年に対して3人ですか。

黒川課長 全校です。

正村教育長 ある地区で9年前に、1度に3人就学前から上がってくるということで、新設になったんですよ。3人以上をクリアしたんです。3人で新設できて。例えば同じ学年じゃなくて、6年4年1年に入って、6年抜けたら2人じゃないですか。また4年が抜けたら1人じゃないですか。この1年の子が6年になって1人だったこともあるんですけど、うまくいけばこれは6年になると同時に、1人入って1年に入ってしまうと、2人なんですよ。6年間のうちに誰か入ってきていけば、1人でも配置されるんですけど、とにかく新設についてはものすごいハードルがあるんですね。減っていったから、「あなたもうどこ行きなさい」とは言えないので。多分お金の面でそうなっている、という仕組みがありまして、とても難しいハードルなんです。

三上委員	地域から子供が出るなと思って。 ありがとうございます。
正村教育長	他にございますでしょうか。 よろしいでしょうか。
各委員	(はいの声)
正村教育長	それでは、議第2号につきましては承認としてよろしいでしょうか。
各委員	(はいの声)
正村教育長	それでは議第2号は承認といたします。

議第3号 令和5年度要保護・准要保護児童生徒就学援助の承認について

正村教育長	続いて、議第3の説明をお願いします。
黒川課長	議第3号、令和5年度要保護・准要保護児童生徒就学援助の承認について説明をさせていただきます。資料をご覧ください。 今回、追加分として申請のありましたのは、2ページの世帯番号131の個人番号209番の方です。この方は、ご両親の離婚により世帯の前年の所得額が生活保護基準額の1.5倍以下となることから認定がおりたと考えられます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
正村教育長	委員の皆様から何かご質疑ありますでしょうか。 よろしいでしょうか。
各委員	(はいの声)
正村教育長	では、議第3号については承認としてよろしいでしょうか。
各委員	(はいの声)
正村教育長	それでは、議第3号は承認といたします。

議第4号 新見市放課後児童健全育成事業費補助金取扱要領の一部を改正する要領について

正村教育長	次に、議第4号の説明をお願いします。
-------	--------------------

黒川課長

議第4号、新見市放課後児童健全育成事業費補助金取扱要領の一部を改正する要領について説明をさせていただきます。

これは人事院勧告で正職の賃金がベースアップされたことに伴いまして、新見市会計年度任用職員の賃金を変更する事となりました。会計年度任用職員の賃金を準用しております、新見市放課後児童健全育成事業における、放課後児童クラブの支援員・補助員についてもこれが適用されることから、資料2ページに新旧対照表をつけておりますが、支援員1時間当たり1,050円から1,130円、補助員につきましては、1時間当たり940円から990円に改正いたします。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

正村教育長

それでは、委員の皆様から何かご質疑ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

正村教育長

それでは議第4号は承認としてよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

正村教育長

それでは、議第4号は承認といたします。

議第5号 新見市哲多体育施設条例の一部を改正する条例について

正村教育長

次に、議第5号の説明をお願いします。

木下課長

それでは議第5号、新見市哲多体育施設条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。新見市哲多町久保井野にあります久保井野キャンプ場管理棟がございますが、当キャンプ場利用者の引率者の宿泊、それから荒天時等の避難場所として利用する目的で、昭和56年に建設されたものでございます。しかしながらその後の利用者の減少や施設の修繕の関係などにより、平成28年に簡易宿泊施設としての利用をやめており、その後も施設の利用者はない状況が続いておりました。新見市公共施設機能再配置計画においては、令和7年度に施設の廃止、そしてその後解体というふうに位置付けておりますが、地元地域住民から当該施設を活用したい旨の申し出があり、これを受けて関係者との調整がこの度整いました。そうしたことから、ここで施設の用途を廃止するに至ったもので、当該条例の関係する項目などを削除するなど、所要の改正を行うものでございます。資料の

3 ページをご覧くださいと思いますが、新旧対照表の左側が改正前、右側が改正後でございます。一番下の久保井野キャンプ場管理棟、これを改正案として条例から削除するものでございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

正村教育長

これは7年度に、本当は解体処分の対象ということでしょう。

木下課長

地元に払い下げというか、地元は無償で払い下げをしますので、すぐに解体ということはないです。

正村教育長

7年度の予定は。

木下課長

7年度で施設の機能を廃止する計画ではあります。ですがここで地元との調整ができましたので、この委員会で決定いただければ3月の定例市議会に上程をしたいと考えております。

正村教育長

7年度にこれを廃止するということが分かってたんですけど、そこに地元の方が、いやいやもったいないから使わせてもらえないだろうかということの提案があって、うちの方でも、壊すよりも地元の方が使っていただけるならということ、地元の方に譲渡をするということになったので、この条例の部分を、市の持ち物でなくなるので消すということなんです。

委員の皆様から何かありますでしょうか。

松井職務代理者

ちなみに何に使われるんですか。

木下課長

久保井野の地区の方が、倉庫というか、休憩室とか、そういったところに使いたいようです。これまでは、宿泊とかそういうキャンプ場利用者の物だったんですけど、そういった利用がないことを地元の方も知っておられて、あの辺でピオーネとか農作業もされるようで、休憩とか、そういう方に使われるようです。

松井職務代理者

宿泊とかそういうようなことではなくてということですよ。例えばそこで何か催しをされるとか。もしそうなんだったら例えばその建物随分古くて、耐震性に問題があると言ったらそんな単純に払い下げられるような物でもないだろうと思うんですが、そのような心配があんまりないということですよ。

木下課長

そうですね。そのように把握をしております。特にこちらの方で最低限の手入れや修繕とかをしますが、大きなそういった修繕はせずということでございます。

正村教育長 それでは、委員の皆様から外に何かご質疑ありますでしょうか。
よろしいでしょうか。

各委員 (はいの声)

正村教育長 それでは議第5号は承認としてよろしいでしょうか。

各委員 (はいの声)

正村教育長 それでは、議第5号は承認といたします。

議第6号 令和6年度P中学校入学予定生徒の通学支援の可否について

正村教育長 次に、議第5号の説明をお願いします。

谷本課長 議第6号、令和6年度P中学校入学予定生徒の通学支援の可否についてということで、議題とさせていただきます。対象児童なんですけど、令和6年度からはP中学校に入学予定の児童で、現在Q小学校の6年生の児童でございます。この児童は身体障害者手帳の下肢4級、上肢7級を所持しております。その児童の保護者から、通学バスの乗車を認めて欲しいということの要望が出ているという案件でございます。詳しくは、1ページを読み上げます。下記対象児童につきましては、先ほどご説明した児童なんですけど、乳幼児期の病気による後遺症のため、右手足の麻痺を抱えており、日常生活においては、歩行時にふらつきが見られ、物の持ち運びなどに介助を要している状況でございます。現在自宅からQ小学校まで約1.2キロを徒歩により通学しておりますけれども、時間を要しており、登校時の介助を受ける場面も見られます。令和6年度からP中学校に入学する予定ですが、通学距離は約3.5キロとなり、本来であれば、自転車通学となる距離でございますが、右手足の麻痺により、自転車に乗ることができない状況です。診断書が3ページに付いておりますので、それもお覧いただきたいと思います。また現在よりさらに長距離を単独で徒歩通学することは、転倒等の危険が増加し、困難であると考えられます。保護者からは仕事等の都合上、登下校時の送迎ができない状況であるため、通学バスへの乗車要望が提出されています。つきましては、児童の通学時の安全及び保護者の負担を考慮し、通学バス乗車を認めることとしてよろしいか。なお、対象となった場合は、遠距離通学支援助成交付要綱に基づき、通学に係る定期代を助成することになります。2ページ目が要望書の写しでございます。学校長の意見等もつけられております。3ページが先ほど申し上げました診断書と

ということでございますので、お目通しいただければと思います。
以上でございます。審議のほどよろしく願いいたします。

正村教育長 委員の皆様から何かご質問ありますでしょうか。

三上委員 この子はバスの乗降は自力でできるんですか。

谷本課長 バスの乗降はできると思います。

正村教育長 荷物もたくさんあるしね、中学生は。

谷本課長 そうですね。今も歩いて通学はしているようなんですけど、1.2キロですので、3.5キロとなると、ちょっと遠いかなという感じもします。

松井職務代理者 R地区やS地区の生徒はスクールバスじゃなくて、路線バスを使って通学なんですね。

谷本課長 路線バスですね。

正村教育長 それはお金を払わないです。払わないというか、うちが払います。

松井職務代理者 通学バスというのは、路線バスへの定期代の補助ということですね。

谷本課長 はい。ここはスクールが走ってないので、路線に乗せていただきますので、スクールが走っていれば乗ってもらえるんですけど、そういう状況でございます。

正村教育長 それでは、委員の皆様から外に何かご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

各委員 (はいの声)

正村教育長 それでは議第6号は承認としてよろしいでしょうか。

各委員 (はいの声)

正村教育長 それでは、議第6号は承認といたします。
以上で議事は終了しました。

7 閉 会

正村教育長

2月定例教育委員会をこれで閉会します。
長時間ありがとうございました。

(閉会時刻)

(午後5時10分)